

令和3年定例会 提出議案件名一覧表

| | | |
|--------|-------------------------------------|----------|
| 議案第3号 | 令和2年度三重県一般会計補正予算（第12号） | ※3月2日採決済 |
| 議案第4号 | 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算（第3号） | ※3月2日採決済 |
| 議案第5号 | 令和3年度三重県一般会計予算 | |
| 議案第6号 | 令和3年度三重県県債管理特別会計予算 | |
| 議案第7号 | 令和3年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計予算 | |
| 議案第8号 | 令和3年度三重県国民健康保険事業特別会計予算 | |
| 議案第9号 | 令和3年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第10号 | 令和3年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計予算 | |
| 議案第11号 | 令和3年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計予算 | |
| 議案第12号 | 令和3年度三重県地方卸売市場事業特別会計予算 | |
| 議案第13号 | 令和3年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第14号 | 令和3年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計予算 | |
| 議案第15号 | 令和3年度三重県中小企業者等支援資金貸付事業等特別会計予算 | |
| 議案第16号 | 令和3年度三重県港湾整備事業特別会計予算 | |
| 議案第17号 | 令和3年度三重県水道事業会計予算 | |
| 議案第18号 | 令和3年度三重県工業用水道事業会計予算 | |
| 議案第19号 | 令和3年度三重県電気事業会計予算 | |
| 議案第20号 | 令和3年度三重県病院事業会計予算 | |
| 議案第21号 | 令和3年度三重県流域下水道事業会計予算 | |
| 議案第22号 | 三重県ホストタウン等新型コロナウイルス感染症対策基金条例案 | ※3月2日採決済 |
| 議案第23号 | 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例案 | |
| 議案第24号 | 三重県交通安全条例案 | |
| 議案第25号 | 三重県部制条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第26号 | 三重県の事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | |
| 議案第27号 | 知事等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案 | |

- 議案第28号 会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第29号 職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第30号 三重県安心こども基金条例の一部を改正する条例案
- 議案第31号 三重県手数料条例の一部を改正する条例案
- 議案第32号 みえ歯と口腔の健康づくり条例の一部を改正する条例案
- 議案第33号 三重県看護職員等修学資金返還免除に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第34号 三重県特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例案
- 議案第35号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第36号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金及び当該寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第37号 みえ県民交流センター条例の一部を改正する条例案
- 議案第38号 三重県食の安全・安心の確保に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第39号 公立学校職員定数条例の一部を改正する条例案
- 議案第40号 公立学校の会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例案
- 議案第41号 三重県魚介類行商営業条例を廃止する条例案
- 議案第42号 包括外部監査契約について
- 議案第43号 防災関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第44号 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第45号 土木関係建設事業に対する市町の負担について
- 議案第46号 北勢沿岸流域下水道（北部処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
- 議案第47号 北勢沿岸流域下水道（南部処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
- 議案第48号 中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）の維持管理に要する費用の市負担の改定について
- 議案第49号 中勢沿岸流域下水道（松阪処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
- 議案第50号 宮川流域下水道（宮川処理区）の維持管理に要する費用の市町負担の改定について
- 議案第51号 財産の取得について
- 議案第52号 財産の処分について
- 議案第53号 県道の路線認定及び廃止について
- 議案第54号 和解について

| | |
|---------|---|
| 議案第55号 | 第3次三重県男女共同参画基本計画の策定について |
| 議案第56号 | 令和2年度三重県一般会計補正予算(第13号)―― ※3月2日採決済 |
| 議案第57号 | 令和2年度三重県一般会計補正予算(第14号) |
| 議案第58号 | 令和2年度三重県県債管理特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第59号 | 令和2年度地方独立行政法人三重県立総合医療センター資金貸付特別会計補正予算(第1号) |
| 議案第60号 | 令和2年度三重県国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第61号 | 令和2年度三重県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第62号 | 令和2年度三重県立子ども心身発達医療センター事業特別会計補正予算(第4号) |
| 議案第63号 | 令和2年度三重県就農施設等資金貸付事業等特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第64号 | 令和2年度三重県地方卸売市場事業特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第65号 | 令和2年度三重県林業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第66号 | 令和2年度三重県沿岸漁業改善資金貸付事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第67号 | 令和2年度三重県港湾整備事業特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第68号 | 令和2年度三重県水道事業会計補正予算(第3号) |
| 議案第69号 | 令和2年度三重県工業用水道事業会計補正予算(第3号) |
| 議案第70号 | 令和2年度三重県電気事業会計補正予算(第3号) |
| 議案第71号 | 令和2年度三重県病院事業会計補正予算(第4号) |
| 議案第72号 | 令和2年度三重県流域下水道事業会計補正予算(第4号) |
| 議案第73号 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 議案第74号 | 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の施行に伴う関係条例の整備に関する条例案 |
| 議案第75号 | 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案 |
| 議案第76号 | 防災関係建設事業に対する市町等の負担について |
| 議案第77号 | 農林水産関係建設事業に対する市町の負担について |
| 議案第78号 | 土木関係建設事業に対する市町の負担について |
| 議案第79号 | 訴えの提起(和解を含む。)について ※3月9日採決済 |
| 議案第80号 | 盜難自動車の解体及び輸出の防止等に関する条例案 |
| 議提議案第1号 | 三重の木づかい条例案 |

令和3年定例会 2月定例月会議 請願審査結果一覧表

| 区分 | 総数 | 採択 | 一部採択 | 不採択 | 審査中 | 継続審査 | 審議未了 | その他 |
|-----|----|----|------|-----|-----|------|------|-----|
| 新規分 | 4 | 3 | | | 1 | | | |
| 継続分 | 1 | | | | 1 | | | |
| 計 | 5 | 3 | | | 2 | | | |

(請願)

(新規分)

| 所管委員会 | 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 | 処理経過報告及び結果の報告を求めるもの |
|--------|------|---|---|--|------|---------------------|
| 総務地域連携 | 請 26 | 地域の人々の暮らしを支える 地域鉄道の支援等に係る意見 書の提出を求ることについて | 四日市市富田三丁目 22番83号 三岐鉄道株式会社 代表取締役社長 渡邊 一陽 ほか4名 | 川口 圓 喜田 健児 平畠 武 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬吉初美 小島 智子 山内 道明 山本 里香 稻森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 村林 聰 谷川 孝栄 三谷 哲央 | 採択 | |

資料2

| 所管 委員会 | 受理 番号 | 件 名 | 提 出 者 | 紹介議員 | 審査結果 | 処理経過報告及び結果の報 告を求めるもの |
|-------------------------|----------|--|--|--|------|-------------------------|
| 医療保 健子ど も福祉 病院 | 請 27 | 新型コロナウイルス感染症拡 大下における看護職への施策 強化および新人看護職員研修 への支援を求ることについ て | 津市觀音寺町字東浦 457-3 三重県看護連盟 会長 西川 利恵 | 喜田 健児 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 小島 智子 野村 保夫 山内 道明 山本 里香 稻森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄 | 採択 | ○ |
| 医療保 健子ど も福祉 病院 | 請 28 | 日本の伝統文化の保存のため 「精麻」の維持継承について | 伊勢市神田久志本町 1704 番地 一般社団法人 伊勢麻振興協会 代表理事 小串 和夫 ほか 10 名 | 石垣 智矢 山本佐知子 中瀬古初美 廣 耕太郎 山内 道明 稻森 稔尚 藤田 宜三 石田 成生 谷川 孝栄 中村 進一 中川 正美 | 採択 | ○ |

| 所管 委員会 | 受理 番号 | 件 名 | 提 出 者 | 紹介議員 | 審査結果 | 処理経過報告及び結果の報 告を求めるもの |
|---|----------|--|---------------------------------------|---|------|-------------------------|
| 差別解 消を目 指す条 例検討 調査特 別委員 会 | 請 29 | あらゆる差別解消の推進に關 する条例の制定を求めるこ とについて | 伊賀市出後 910 番地 堀川 克法 ほか 62, 528 名 | 川口 圓 喜田 健児 平畠 武 山本 里香 稻森 稔尚 | 審査中 | |

(継続分)

| 所管委員会 | 受理番号 | 件名 | 提出者 | 紹介議員 | 審査結果 | 処理経過報告及び結果の報告を求めるもの |
|---------------------|------|---------------------------------|------------------------------------|--|------|---------------------|
| 差別解消を目指す条例検討調査特別委員会 | 請 25 | あらゆる差別解消の推進に関する条例の制定を求めてることについて | 津市一身田町 742 常磐井 鶯鶴 ほか 3,006 名 | 川口 圓 田中 智也 藤根 正典 山本 里香 稻森 稔尚 舟橋 裕幸 三谷 哲央 | 審査中 | |

資料3

令和3年定例会2月定例月会議 意見書案一覧表

令和3年3月

[意見書案]

○医療保健子ども福祉病院常任委員会提出

意見書案第1号 精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案

○総務地域連携常任委員会提出

意見書案第2号 地域鉄道への支援等を求める意見書案

○議員発議

意見書案第3号 児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書案

意見書案第1号

精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案

上記提出する。

令和3年3月11日

提出者

医療保健子ども福祉病院常任委員長 奥野 英介

精麻生産の維持継承と薬物乱用防止の両立を図るために 大麻草の栽培及び利用に関する検証等を求める意見書案

現行の大麻取締法では、大麻草を栽培するためには、都道府県知事の免許を受ける必要がある。その免許の審査基準は都道府県知事の裁量に委ねられており、保健衛生上の観点から、大麻草の栽培が原則禁止とされている中では、都道府県知事の判断は慎重なものとなることが多い。

一方で、大麻草は、精麻として神社の祭祀をはじめ、様々な場面で使用されており、日本の伝統文化にとって大切なものとなっている一面もある。

欧米などでは、大麻草の栽培及び利用について、薬理成分の含有量によって区分している国もあり、そのような国では、登録されている品種であれば、国の定めに従って栽培することが可能となっている。

よって、本県議会は、薬物乱用防止のより一層の強化を図りつつ、伝統文化の保存継承に大切な精麻を安定的に生産していくため、国において、大麻草の栽培及び利用に関して、十分な検証を行うとともに、薬理成分の含有量による区分の検討を進めるよう強く要望する。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和　　年　　月　　日

三重県議会議長　　日　沖　正　信

(提出先)

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

厚生労働大臣

農林水産大臣

意見書案第2号

地域鉄道への支援等を求める意見書案

上記提出する。

令和3年3月12日

提出者

総務地域連携常任委員長 野村 保夫

地域鉄道への支援等を求める意見書案

地域鉄道は、地域住民の通勤・通学をはじめとした日常生活の大切な移動手段として、また、観光客等の広域的な移動手段として重要な役割を担うとともに、地域を活性化する上でも大変重要な役割を担っている。

モータリゼーションや少子高齢化・人口減少が進む中、鉄道利用者の減少が続いている、本県においては、地域鉄道は国や県、沿線市町等による多額の財政負担に支えられて運行を継続しているのが現状である。

さらに、新型コロナウイルス感染症の影響により、通勤・通学の定期利用をはじめ、定期外の利用人員も大きく減少した状況が続いている、地域鉄道の経営は従前にも増して急激に悪化しているが、今後も地域の人々の暮らしを支える地域鉄道の運行を維持していく必要がある。

よって、本県議会は、国において、地域住民の重要な交通手段である地域鉄道の存続が図られ、また、安定的な経営が可能となるよう、下記の事項について特段の措置を講じられることを強く要望する。

記

- 1 新型コロナウイルス感染症に伴う地域鉄道事業者に対する減収補填制度の創設
- 2 地域鉄道事業者に対する運行費補助制度（地域公共交通確保維持改善事業費補助金等）の拡充
- 3 地域鉄道の利用促進に係る支援制度の創設

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

財務大臣

国土交通大臣

意見書案第3号

児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書案

上記提出する。

令和3年3月16日

提出者

川口円

石垣智矢

山本佐知子

中瀬古初美

小島智子

野村保夫

山内道明

山本里香

稻森稔尚

藤田宜三

石田成生

谷川孝栄

児童生徒に対するわいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等を求める意見書案

児童生徒数が減少しているにもかかわらず、児童生徒へのわいせつ行為により懲戒処分等を受けた教員の数は高止まりしており、深刻な状況である。児童生徒へのわいせつ行為は、被害を受けた児童生徒の尊厳を著しく踏みにじり、その心身に長期に悪影響を及ぼすものであり、根絶に向けた取組を強化する必要がある。加えて、被害を受けた児童生徒の相談支援体制の充実を図ることも求められている。

文部科学省では、児童生徒に対してわいせつ行為を行った教員を、原則として懲戒免職とするよう各教育委員会に求めている。また、令和3年2月から文部科学省が教員採用権者に提供している官報に公告された教員免許状の失効事由等の情報を検索できるツールにおいて検索可能な情報の期間を直近3年から直近40年に延長し、失効事由等がわいせつ行為による懲戒処分であった旨を官報に明記することとしている。

しかし、現行の教育職員免許法では、免許失効から3年経過すれば教員免許の再取得が可能であり、免許の交付を拒否することができない。また、教員採用基準や懲戒処分基準は各教育委員会で異なる上、教員免許の失効に関する情報について官報への掲載漏れがあった事例も確認されており、前述の対策だけでは、わいせつ行為により教員免許が失効した者の復職防止に十分とはいえない。

子どもたちを守ることは我々大人の責務である。長い時間を過ごす学校の場において、子どもたちの人権が侵害されるようなことがあってはならない。わいせつ行為は再犯率が高いことを踏まえ、そのような行為により教員免許が失効した者へ教員免許を再交付することのないよう、実効性のある対策を講ずる必要がある。

よって、本県議会は、国において、教育職員免許法第5条に定める免許授与除外規定の中に「わいせつ行為により懲戒免職に処せられた者」を加える法改正を行うことや、わいせつ行為に関する懲戒処分について、地方公共団体による差異が生じないようにする取組を行うことなど、わいせつ行為により教員免許が失効した者に対する厳格な制度構築等に取り組むよう強く求め る。

以上のとおり、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

三重県議会議長 日 沖 正 信

(提 出 先)

衆議院議長

參議院議長

内閣總理大臣

文部科学大臣

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案について

1 改正の内容

最近の県の森林・林業行政を巡る情勢の変化等に鑑み、県と市町との協働に関する規定を整備するとともに、県産材の利用の促進に関する規定等について所要の改正を行うものである。

2 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

議提議案第二号

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例案

右 提 出 す る。

令和三年三月十六日

提出者 環境生活農林水産常任委員長 中瀬古 初 美

三重の森林づくり条例の一部を改正する条例

三重の森林づくり条例（平成十七年三重県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|--|
| <p>三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を發揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物を育み、人と生物の共生の場となつていた。</p> <p>しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によつて林业の採算性は大幅に低下し、林业経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林业が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になつており、森林の有する多面的機能は危機に瀕している。</p> <p>森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林业に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。</p> <p>ここに、私たちは、三重の森林が県民のかげがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによつて環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本</p> | <p>三重の森林は、県土の保全、水源のかん養、自然環境の保全、公衆の保健、地球温暖化の防止、林産物の供給等の多面にわたる機能（以下「森林の有する多面的機能」という。）を発揮するとともに、生活、文化活動の場として県民に恩恵をもたらしてきた。また、三重の森林は、自然の生態系を支え、多様な生物をはぐくみ、人と生物の共生の場となつていた。</p> <p>しかし、輸入木材の増加に伴う木材価格の低迷と人件費等の生産費の上昇によつて林业の採算性は大幅に低下し、林业経営意欲が減退するとともに、山村の過疎と高齢化の進行により、森林資源の循環利用を支えてきた林业が大きな打撃を受け、放置林の増加など森林の適正な管理が困難になつており、森林の有する多面的機能は危機に瀕している。</p> <p>森林が豊かで健全な姿で次代に引き継がれるよう、国、県、市町、事業者、森林所有者等及び県民一人一人が森林及び林业に関する共通の認識を持ち、互いに協働しながら百年先を見据えた豊かな三重の森林づくりの実現に向けて取り組まなければならない。</p> <p>ここに、私たちは、三重の森林が県民のかげがえのない財産であることを認識し、森林の有する多面的機能を効果的に発揮させることによつて環境への負荷が少ない循環型社会の構築に貢献していくことを決意し、本</p> |

条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務等を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることに鑑み、林業生産活動が持続的に行わなければならない。

(森林文化及び森林教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることに鑑み、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることに鑑み、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 (略)

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国との緊密な連携を図るものとする。

3 (略)

第十条 (略)

(県と市町との協働)

条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、三重の森林を守り、又は育てること（以下「三重のもりづくり」という。）について、基本理念を定め、並びに県、森林所有者等、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項を定めることにより、三重のもりづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、県民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(林業の持続的発展)

第四条 三重のもりづくりに当たっては、森林資源の循環利用を図ることが重要であることにかんがみ、林業生産活動が持続的に行われなければならない。

(森林文化及び森林環境教育の振興)

第五条 三重のもりづくりに当たっては、森林が継承されるべき郷土の歴史的、文化的な財産であるとともに、自然環境を理解するための教育及び学習の場であることにかんがみ、その保全及び活用が図られなければならない。

(県民の参画)

第六条 三重のもりづくりに当たっては、森林の恩恵は県民の誰もが享受するところであることにかんがみ、森林は県民の財産であるとの認識の下に、県民の参画を得て、森林の整備及び保全が図られなければならない。

(県の責務)

第七条 (略)

2 県は、三重のもりづくりを推進するに当たっては、県民、森林所有者等及び事業者との協働に努めるとともに、国及び市町との緊密な連携を図るものとする。

3 (略)

第十条 (略)

第十条の二 県は、市町が三重のもりづくりにおいて重要な役割を有していることに鑑み、基本理念を踏まえつつ、県とともに森林・林業基本法（昭和三十九年法律第百六十一号）その他の森林及び林業に関する施策に係る法令の規定に基づく責務等を十全に果たすことができるよう、市町に対し、その地域の特性に応じ、県と協働して、当該市町における三重のもりづくりに関する施策を策定し、及び実施することを求めるものとする。

2 県は、市町が実施する三重のもりづくりに関する施策の策定及び実施を支援するため、情報の提供、技術的な助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

（林業及び木材産業等の健全な発展）

第十四条 県は、森林資源の循環利用の重要性に鑑み、林業及び木材産業等の健全な発展を図るため、県産材安定供給体制の強化、林産物の活用の促進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（県産材の利用の促進）

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、建築、エネルギーその他多様な分野における県産材の利用を促進するため、県産材の認証制度の推進、県産材の適切な利用に係る知識等を有する人材の育成及び確保、事業者と連携した県産材の新用途の開拓その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずる努力なければならない。

第十六条 県は、県産材の利用の拡大が三重のもりづくりに資することに鑑み、その利用を促進するため、県産材の認証制度の推進その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 （略）

（森林文化の振興）

第十七条 県は、森林が歴史的、文化的に県民の生活と密接な関係を有することに鑑み、人と森林との関係から形成される文化を振興するため、県民が森林に触れ合う機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(森林教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことに鑑み、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

(三重県民の森条例の一部改正)

2 三重県民の森条例（昭和五十五年三重県条例第三号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| (設置) | 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|---|
| 第一条 県民の心身の健康の増進及び森林教育の振興に寄与するため、三重県民の森（以下「県民の森」という。）を三重郡菰野町に設置する。 | 第一条 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、三重県民の森（以下「県民の森」という。）を三重郡菰野町に設置する。 | 第一条 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、三重県民の森（以下「県民の森」という。）を三重郡菰野町に設置する。 |

(三重県上野森林公园条例の一部改正)

3 三重県上野森林公园条例（平成十年三重県条例第四号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| (設置) | 改 正 後 | 改 正 前 |
|---|---|---|
| 第一条 県民の心身の健康の増進及び森林教育の振興に寄与するため、三重県上野森林公园（以下「森林公园」という。）を伊賀市に設置する。 | 第一条 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、三重県上野森林公园（以下「森林公园」という。）を伊賀市に設置する。 | 第一条 県民の心身の健康の増進及び森林環境教育の振興に寄与するため、三重県上野森林公园（以下「森林公园」という。）を伊賀市に設置する。 |

提案理由

最近の県の森林・林業行政を巡る情勢の変化等に鑑み、県と市町との協働に関する規定を整備するとともに、県産材の利用の促進に関する規定等について所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

(森林環境教育の振興)

第十八条 県は、三重のもりづくりには県民の理解が必要なことのかんがみ、森林と生活及び環境との関係に関する教育を振興するため、県民が森林について学ぶ機会の確保を講ずるよう努めなければならない。

資料 5

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案について

第1 条例改正の内容

三重県部制条例の一部改正に伴い、総務地域連携常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行うものである。

第2 施行期日

令和3年4月1日から施行する。

議提議案第三号

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例案

右 提出する。

令和三年三月二十一日

提出者 議会運営委員長 森野 真治

三重県議会委員会条例の一部を改正する条例
三重県議会委員会条例（昭和三十一年三重県条例第六十五号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

| | 改 正 後 | 改 正 前 |
|----------------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| （常任委員会の所管等） | | （常任委員会の所管等） |
| 第一条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 | 第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 | 第二条 常任委員会の名称及び所管は、次のとおりとする。 |
| 一 総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 イ・ロ （略） | 一 総務地域連携常任委員会 イ・ロ （略） | 一 総務地域連携常任委員会 イ・ロ （略） |
| ハ デジタル社会推進局の所管及びこれに関連する」と。 | | |
| 二・七 （略） | ハ・ホ （略） | 二・七 （略） |
| 2・3 （略） | 2・3 （略） | 2・3 （略） |

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和三年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の際現に改正前の三重県議会委員会条例（次項において「旧条例」という。）の規定による総務地域連携常任委員会の委員長、副委員長及び委員である者は、それぞれ改正後の三重県議会委員会条例（次項において「新条例」という。）の規定による総務地域連携デジタル社会推進常任委員会の委員長、副委員長及び委員となるものとする。

3 この条例の施行の際現に旧条例による総務地域連携常任委員会で審査中又は調査中の事件は、新条例の規定による総務地域連携デジタル社会推進常任委員会に、それぞれ付議されたものとみなす。

提案理由

三重県部制条例の一部改正に伴い、常任委員会の名称及び所管について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

資料 6

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案について

第1 規則改正の内容

産前・産後の期間を欠席事由として取り扱うことについての規定を整備するものである。

第2 施行期日

公布の日から施行する。

議提議案第四号

三重県議会会議規則の一部を改正する規則案
右 提 出 す る。

令和三年三月二十二日

提出者 議会運営委員長 森野真治

三重県議会会議規則の一部を改正する規則
三重県議会会議規則（昭和三十一年三重県議会規則第一号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改
する。

| 附 則 | 改 正 後 | | 改 正 前 | |
|-----|---|---------|-------|---------|
| | (参考) | 第一条 (略) | (参考) | 第一条 (略) |
| | 3 2 2 3 <p>前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の八週間（多胎妊娠の場合にあつては、十四週間）前から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後八週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</p> | | | |

この規則は、公布の日から施行する。

提案理由

産前・産後の期間を欠席事由として取り扱うことについての規定を整備する必要がある。
これが、この議案を提出する理由である。

令和3年三重県議会定例会提出予定議案概要(追加提案・その5)

| 区分 | 件名 | 概要 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|----------------|--|---|----|----|--|-----|----|--|-------|----|--|----|----|--|----|----|--|----|----|--|--|---|-------|
| | | <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>予算</td> <td>-件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>条例案</td> <td>-件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>その他議案</td> <td>4件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>認定</td> <td>-件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>報告</td> <td>-件</td> <td></td> </tr> <tr> <td>提出</td> <td>-件</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計</td> <td>議案 4件</td> </tr> </table> | 予算 | -件 | | 条例案 | -件 | | その他議案 | 4件 | | 認定 | -件 | | 報告 | -件 | | 提出 | -件 | | | 計 | 議案 4件 |
| 予算 | -件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 条例案 | -件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他議案 | 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 認定 | -件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 報告 | -件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 提出 | -件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | 議案 4件 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ◎その他議案 (4件) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 総務部 | <p>【議案第81号】 副知事の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第82号】 教育委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第83号】 監査委員の選任につき同意を得るについて</p> <p>【議案第84号】 海区漁業調整委員会委員の選任につき同意を得るについて</p> | <p>副知事に次の者を選任するにあたり、地方自治法第162条の規定に基づき同意を得るもの</p> <p>教育委員会委員に次の者を選任するにあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p>監査委員に次の者を選任するにあたり、地方自治法第196条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> <p>海区漁業調整委員会委員に次の者を選任するにあたり、漁業法第138条第1項の規定に基づき同意を得るもの</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | <p>服部 浩</p> <p>栗須 百合香</p> <p>伊藤 隆夫 内田 典夫</p> <p>一武 一久夫 仁孝郎 茂男 明子 仁繁子</p> <p>富橋 利和 井川 和隆 田邊 善一 中山 隆浩 丸村 善敏 古木 紗良 田倉 良那 大木 津子</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

3月23日の議事予定

教育警察常任委員会

開 議

- 諸報告
- ・付託議案審査報告書並びに請願審査結果報告書の提出について
 - ・意見書案の提出について
 - ・議案の配付について

日程第1 議案第5号から議案第21号まで、議案第23号から
議案第55号まで、議案第57号から議案第78号まで
及び議案第80号並びに議提議案第1号

[委員長報告、討論、採決]

日程第2 請願の件 [討論、採決]

日程第3 意見書案第1号から意見書案第3号まで [討論、採決]

日程第4 議提議案第2号 [提案説明、採決]

日程第5 議提議案第3号及び議提議案第4号 [採決]

日程第6 議案第81号から議案第84号まで
[提案説明、討論、採決]

休会の件

散 会

委員長会議

議員勉強会

常任委員会、予算決算常任委員会分科会 開催順序（案）

R 3. 3. 22

【令和3年】

●5月 常任委員会（所管事項説明）

| | | |
|---------|-------------------|-------------|
| 5/24(月) | 戦略企画雇用経済 | 教育警察 |
| 5/25(火) | 環境生活農林水産 | 医療保健子ども福祉病院 |
| 5/26(水) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進 | 防災県土整備企業 |

●6月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

| | | | |
|---------|------------------------|---------------|------------------|
| 6/18(金) | 戦略企画雇用経済（戦） | 環境生活農林水産（環） | 医療保健子ども福祉病院（医） |
| 6/21(月) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進（地） | 防災県土整備企業（防） | 教育警察（教） |
| 6/22(火) | 戦略企画雇用経済（雇） | 環境生活農林水産（農） | 医療保健子ども福祉病院（子・病） |
| 6/23(水) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進（総・デ） | 防災県土整備企業（県・企） | 教育警察（警） |

●10月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

| | | | |
|----------|------------------------|---------------|------------------|
| 10/8(金) | 戦略企画雇用経済（雇） | 防災県土整備企業（県・企） | 教育警察（警） |
| 10/11(月) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進（地） | 環境生活農林水産（環） | 医療保健子ども福祉病院（医） |
| 10/12(火) | 戦略企画雇用経済（戦） | 防災県土整備企業（防） | 教育警察（教） |
| 10/13(水) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進（総・デ） | 環境生活農林水産（農） | 医療保健子ども福祉病院（子・病） |

●11月 予算決算常任委員会分科会（単独開催）

| | | | |
|----------|-------------------|----------|-------------|
| 11/11(木) | 戦略企画雇用経済 | 防災県土整備企業 | 教育警察 |
| 11/12(金) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進 | 環境生活農林水産 | 医療保健子ども福祉病院 |

●12月 常任委員会・予算決算常任委員会分科会（同日開催）

| | | | |
|----------|------------------------|---------------|------------------|
| 12/9(木) | 戦略企画雇用経済（戦） | 環境生活農林水産（環） | 医療保健子ども福祉病院（医） |
| 12/10(金) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進（地） | 防災県土整備企業（防） | 教育警察（教） |
| 12/13(月) | 戦略企画雇用経済（雇） | 環境生活農林水産（農） | 医療保健子ども福祉病院（子・病） |
| 12/14(火) | (仮)総務地域連携デジタル社会推進（総・デ） | 防災県土整備企業（県・企） | 教育警察（警） |

○（ ）内は、部局名。

防:防災対策部、 戰:戦略企画部・部外、 総:総務部、 医:医療保健部、 子:子ども・福祉部、

環:環境生活部、 地:地域連携部、 農:農林水産部、 雇:雇用経済部、 県:県土整備部、

デ:(仮)デジタル社会推進局 企:企業庁、 病:病院事業庁、 教:教育委員会、 警:警察本部

○ 審査・調査対象の部局は、当該委員会に付託される議案等の状況により、委員長の判断で開催する順序を変更することが出来るものとする。なお、委員会の開催日は変更しない。

- 委員会室 (仮)総務地域連携デジタル社会推進常任委員会 301 委員会室
 戦略企画雇用経済常任委員会 302 委員会室
 環境生活農林水産常任委員会 201 委員会室
 医療保健子ども福祉病院常任委員会 501 委員会室
 防災県土整備企業常任委員会 202 委員会室
 教育警察常任委員会 502 委員会室

令和3年 定例会日程

| 月 | 日 | 曜 | 日 程 | 備 考 |
|----|-----|---|--|------------------|
| 5月 | 11日 | 火 | 休 会 | |
| | 12日 | 水 | 休 会 | |
| | 13日 | 木 | 休 会 | |
| | 14日 | 金 | 休 会 | |
| | 15日 | 土 | | |
| | 16日 | 日 | | |
| | 17日 | 月 | 休 会 | |
| | 18日 | 火 | 本会議 役員選出(5月会議) | 代表者会議 議会運営委員会 |
| | 19日 | 水 | 休 会 | |
| | 20日 | 木 | 休 会 | |
| | 21日 | 金 | 休 会 | |
| | 22日 | 土 | | 代表者会議 |
| | 23日 | 日 | | |
| | 24日 | 月 | 委員会 所管事項説明〔戦略企画雇用経済、教育警察〕 | |
| | 25日 | 火 | 委員会 所管事項説明〔環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院〕 | |
| | 26日 | 水 | 委員会 所管事項説明〔(仮)総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業〕 | |
| | 27日 | 木 | 休 会 | |
| | 28日 | 金 | 休 会 | |
| | 29日 | 土 | | |
| | 30日 | 日 | | |
| | 31日 | 月 | 委員会 特別委員会(年間活動計画策定) | |
| 6月 | 1日 | 火 | 休 会 | |
| | 2日 | 水 | 本会議 議案上程(6月定例月会議) | 議案聴取会 議会運営委員会 |
| | 3日 | 木 | 休 会 | |
| | 4日 | 金 | 休 会 | |
| | 5日 | 土 | | |
| | 6日 | 日 | | |
| | 7日 | 月 | 本会議 議案質疑 | 議会運営委員会 |
| | 8日 | 火 | 休 会 | |
| | 9日 | 水 | 本会議 一般質問 | |
| | 10日 | 木 | 休 会 | |
| | 11日 | 金 | 休 会 | |
| | 12日 | 土 | | |
| | 13日 | 日 | | |
| | 14日 | 月 | 本会議 一般質問 | |
| | 15日 | 火 | 休 会 | |
| | 16日 | 水 | 本会議 一般質問 | |
| | 17日 | 木 | 休 会 (予算決算常任委員会総括質疑) | |
| | 18日 | 金 | 委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕 | |
| | 19日 | 土 | | |
| | 20日 | 日 | | |
| | 21日 | 月 | 委員会 付託議案審査〔(仮)総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕 | |
| | 22日 | 火 | 委員会 付託議案審査〔戦略企画雇用経済、環境生活農林水産、医療保健子ども福祉病院の各常任委員会・分科会〕 | |
| | 23日 | 水 | 委員会 付託議案審査〔(仮)総務地域連携デジタル社会推進、防災県土整備企業、教育警察の各常任委員会・分科会〕 | |
| | 24日 | 木 | 休 会 (常任委員会予備日) | |
| | 25日 | 金 | 休 会 (委員会等予備日) | |
| | 26日 | 土 | | |
| | 27日 | 日 | | |
| | 28日 | 月 | 委員会 予算決算常任委員会(採決) | |
| | 29日 | 火 | 休 会 | 代表者会議 議会運営委員会 |
| | 30日 | 水 | 本会議 採決(6月定例月会議) | |

※ 請願陳情の受理

・6月2日(水) 午後5時

※文書による質問ができる期間

・3月24日(水)～6月1日(火)

文書による質問に係る議会運営委員会の申合せ事項の一部改正について

1 改正内容

別記様式における「印」を削る。

(別記様式)

年 月 日

三重県議会議長 様

会派名

会派代表者

印

質問者

印

文書質問書

三重県議会基本条例第14条の2の規定に基づき、次のとおり文書による質問を提出いたします。

1 質問項目及び内容

2 質問の趣旨及び理由

3 回答を求める者

「三重県議会議員派遣取扱要領」の一部改正について

1 改正内容

様式 1 及び様式 2 を次のように改める。

様式 1 (改正後)

| 議員派遣申出書 | | | | | |
|---|-----------------------------------|----|----|----|----|
| 受付年月日 | 議長認印 | 通常 | 議案 | 報告 | 担当 |
| | | 急施 | | | |
| 派遣期間 | 年月日から 年月日まで(泊日) | | | | |
| 派遣先 | 1 所在地(市区町村名まで記入) 2 相手方氏名又は官公署名 | | | | |
| 派遣の目的及び内容 (具体的に記入のこと) | 取扱要領第2の()号 | | | | |
| 上記のとおり議員派遣を申し出いたします。 | | | | | |
| 三重県議会議長様 年月日 三重県議会議員 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> | | | | | |

(改正前)

| 議員派遣申出書 | | | | | |
|---|-----------------------------------|----|----|----|----|
| 受付年月日 | 議長認印 | 通常 | 議案 | 報告 | 担当 |
| | | 急施 | | | |
| 派遣期間 | 年月日から 年月日まで(泊日) | | | | |
| 派遣先 | 1 所在地(市区町村名まで記入) 2 相手方氏名又は官公署名 | | | | |
| 派遣の目的及び内容 (具体的に記入のこと) | 取扱要領第2の()号 | | | | |
| 上記のとおり議員派遣を申し出いたします。 | | | | | |
| 三重県議会議長様 年月日 三重県議会議員 <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> | | | | | |

(様式2 (改正後))

| 議員派遣終了報告書 | | | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------|----|----|----|
| 受付年月日 | 議長認印 | 通常 | 議案 | 報告 | 担当 |
| | | 急施 | | | |
| 派遣期間 | 年 月 日から 年 月 日まで (泊 日) | | | | |
| 派遣の内容 | | | | | |
| 区分 | 派遣先 | 派遣の目的及び内容 (具体的に記入のこと) | | | |
| 1 日 目 | 1 所在地 (市区町村名まで記入) 2 相手方氏名又は官公署名 | | | | |
| 2 日 目 | 1 所在地 (市区町村名まで記入) 2 相手方氏名又は官公署名 | | | | |
| 上記のとおり議員派遣が終了いたしましたので、ご報告いたします。 | | | | | |
| 三重県議会議長 様 年 月 日 三重県議会議員 _____ | | | | | |

(改正前)

| 議員派遣終了報告書 | | | | | |
|--|------------------------------------|--------------------------|----|----|----|
| 受付年月日 | 議長認印 | 通常 | 議案 | 報告 | 担当 |
| | | 急施 | | | |
| 派遣期間 | 年 月 日から 年 月 日まで (泊 日) | | | | |
| 派遣の内容 | | | | | |
| 区分 | 派遣先 | 派遣の目的及び内容 (具体的に記入のこと) | | | |
| 1 日 目 | 1 所在地 (市区町村名まで記入) 2 相手方氏名又は官公署名 | | | | |
| 2 日 目 | 1 所在地 (市区町村名まで記入) 2 相手方氏名又は官公署名 | | | | |
| 上記のとおり議員派遣が終了いたしましたので、ご報告いたします。 | | | | | |
| 三重県議会議長 様 年 月 日 三重県議会議員 _____ | | | | | |